

特定間伐等促進計画

山口県 和木町

令和4年1月

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

山口県和木町

令和4年1月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、51,300ha(年平均5,130ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10ヵ年間で100ha(年平均10ha)の間伐を行うことを本町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずるべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

別紙のとおり

(2) 造林

該当なし

(3) その他間伐及び造林に関する事項

該当なし

(4) 作業路網

該当なし

(5) その他施設

該当なし

(6) 事業実施箇所

別添森林計画図(林小班表示図)のとおり

4 森林経営計画に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

本町の森林所有規模のほとんどが5ha未満であるとともに、森林所有者の高齢化や不在村化の進行、木材価格の長期低迷などにより経営意欲が低下していることから、複数の森林所有者等の施業をまとめて受託する提案型集約化施業を推進するとともに、面的なまとまりのある森林については、森林経営計画を作成するなどにより施業の集約化を図り、計画的かつ効率的に間伐等の森林施業を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

今後も高齢化が進む林業従事者事情を踏まえ、合理的な林業経営や集約的な森林管理を推進していく上で、路網の整備は必要不可欠となっている。このため、現存する既設路線網を有効に活用しながら、地形等の自然条件や作業システムに対応した効率的な路網の整備に努め、高性能作業機械の導入等により低コストで高効率な間伐等の森林施業を推進する。

また、初期成長が期待されるコンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進にも努める。

6 間伐材の利用の促進

木材価格の長期低迷等により、林業・林産業での生産活動は停滞しており、素材生産量の拡大や安定的な素材生産体制の構築が求められている。このため、間伐等の森林施業の集約化に必要な森林情報や境界の確認、森林所有者の合意形成に努めながら、森林施業の受委託契約の締結を推進し、効率的な素材の安定供給体制の整備を進める。

7 人材の育成

適正な森林整備の推進に必要な人材の確保や林業事業体の安定的な経営を維持していくため、森林施業の集約化と受託の拡大による事業量の確保に努め、機械化の促進と路網整備による省力化を進め、森林整備の担い手となる林業事業体の経営強化や林業従事者の育成・確保を図る。